

真のタックスペイヤーをめざす

# UENO



令和6年度 公益社団法人 上野法人会・女性部会  
〈税に関する絵はがきコンクール〉  
女性部会長賞 台東区立谷中小学校 6年生の作品



NO.515



公益社団法人  
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

の安定性を欠いている。

日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

■ 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

■ 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

■ 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。

企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

■ 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。

公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。

(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。

本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

## 法人会 令和7年度税制改正 提言

### 「金利のある世界」が到来。

### 新たな財政再建目標の策定を!

法人会は令和7年度税制改正への提言をまとめ、政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、ここきて公定歩合の引上げから国債費の利払い費負担が増し、一般歳出予算への硬直化を招きかねない事態にあります。速やかに健全化に着手し、聖域なき歳出削減の方策と工程表を示せと、強く迫っています。

また、経営基盤が脆弱な中小企業への税制や法整備からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

## 1 税・財政改革のあり方

■ 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

### 1. 財政健全化に向けて

■ 「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。

与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。

医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。

政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源として

### 3. 行政改革の徹底等

■ 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

■ 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗（かい）より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。

また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

## II 経済活性化と中小企業対策

■ 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。

円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

■ 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。

そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

■ 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

#### (1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

#### (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え

置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

### 2. 事業承継税制の拡充

■ 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

#### (2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

#### (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

法人会税制提言の全文については、全法連HPをご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

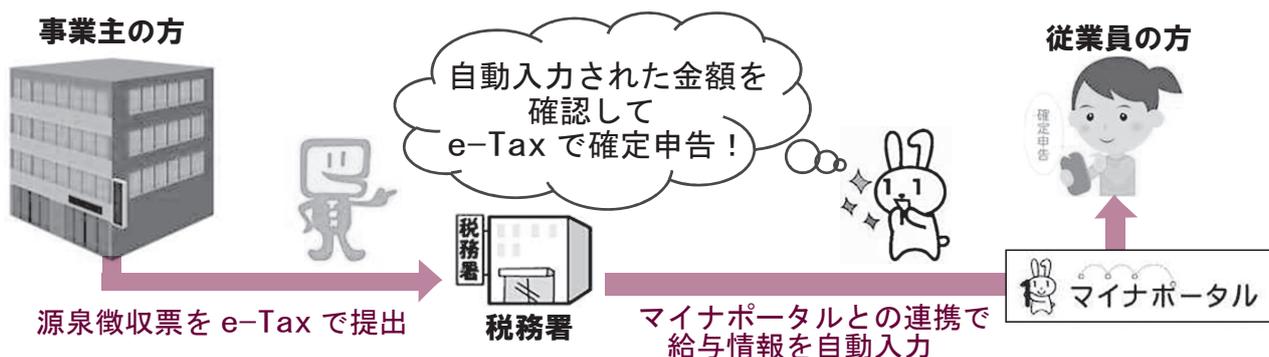
## 事業主の皆さまへ

従業員の方の 給与所得の源泉徴収票を  
e-Tax で提出すると…  
**確定申告がさらに簡単に！！**

事業主の皆さまが、  
給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出することで、  
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、  
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。

※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際にご利用になれます。



## 事業主の皆さまへのお願い

**Point ①** 事業主の皆さまから e-Tax で提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

※eLTAXの「電子的一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子的一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。詳しくは、次項をご覧ください。

**Point ②** 税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Tax で提出した場合は、自動入力の対象となります。

**Point ③** 給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

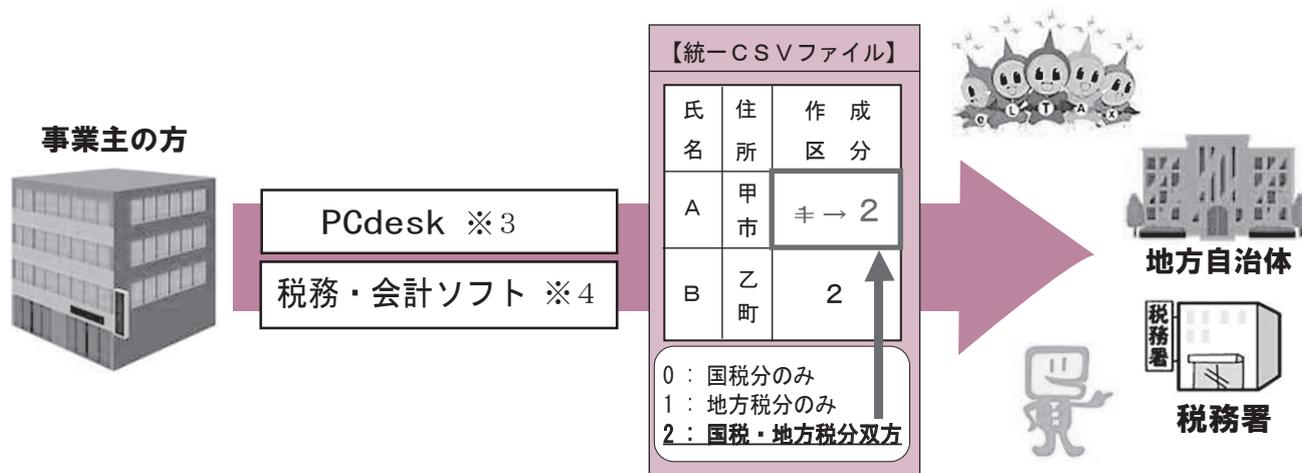
！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



**e-Tax ソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！**

給与支払報告書を  
eLTAX で提出されている事業主の皆さまは  
税務署にも源泉徴収票を  
**まとめて送信できます！**

給与支払報告書を eLTAX で提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！ ※1、2



**Point ①** 事業主の皆さまから eLTAX で提出された給与支払報告書が対象となります。

**Point ②** 「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

**Point ③** 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

!

※1 e-Tax の利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAX については、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票を e-Tax で提出する場合は、1送信当たり 20MB 又は 6,900 枚以下とする必要があります。)

※3 PCdesk は、無料で利用可能な eLTAX 対応ソフトです。

※4 eLTAX の電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

詳しい内容は、  
二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ) (eLTAX ホームページ)

# 税に関する絵はがきコンクール

女性部会（中村部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。  
台東区内小学校9校の6年生を対象に募集し、573作品の応募がありました。

入選作品  
発表!

## 東京上野税務署長賞



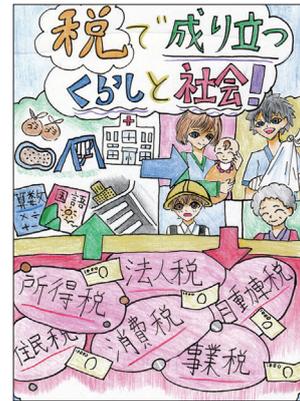
齊藤 丈真さん（根岸小学校）

## 上野法人会長賞



正務 春美さん  
（谷中小学校）

## 台東区長賞



齊藤 諒さん  
（東泉小学校）

## 女性部会長賞



川崎 葉里さん  
（谷中小学校）



## 台東都税事務所長賞



藤原 啓一郎さん  
（金曾木小学校）

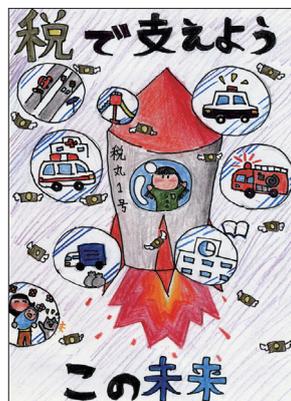


## 優秀賞

（優秀賞：五十音順）



青井 優来さん  
（谷中小学校）



安達 沙紀さん  
（大正小学校）



鹿島 睦さん  
（忍岡小学校）

優秀賞



木下 晴湊さん (根岸小学校)



斎藤 理彩さん (大正小学校)



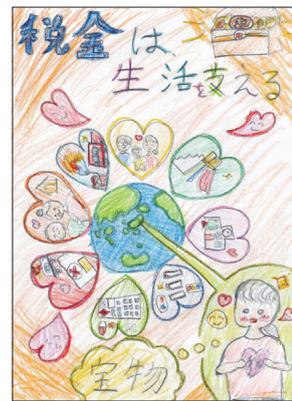
田中 余市さん (上野小学校)



篠田 葵さん (金曾木小学校)



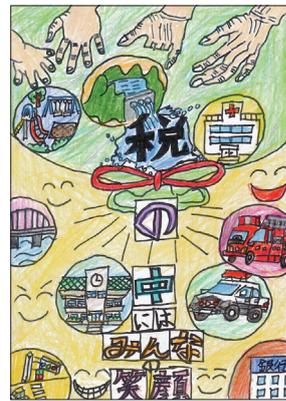
鳥居 咲良さん (根岸小学校)



長翁 芙実さん (上野小学校)



西尾 希望さん (黒門小学校)



西山 詩大さん (黒門小学校)



林 玲海さん (金曾木小学校)



飛田 明璃さん (平成小学校)



吉川 華さん (東泉小学校)



レゴク ボイチャムさん (忍岡小学校)

# 委員会報告

## 第1回組織委員会

【と き】令和6年9月9日（月）11：00～  
 【と ころ】朝日信用金庫西町ビル6階

組織委員会（上村委員長）では、第1回組織委員会を開催しました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合いを行いました。



上村委員長



# 部会報告

## 源泉部会 第3回研修会

「給与所得の源泉徴収事務における人的所得控除解説」

【と き】令和6年10月8日（火）10：00～  
 【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階  
 【講 師】東京上野税務署 法人課税第二部門  
 北川 雄一郎 上席国税調査官



北川上席国税調査官



## 東京上野税務署幹部と三部会（源泉・青年・女性）役員意見交換会

【と き】令和6年9月3日（火）17：30～  
 【と ころ】東天紅上野本店6階「ソールルーム」

東京上野税務署と三部会の役員の方々との意見交換会を開催しました。初めに7月10日付で着任された新幹部の方々との名刺交換、自己紹介を行い、部会間の情報交換等を行いました。



## 女性部会

### 女性セミナー「食養生料理を楽しむ 第2弾」

【と き】令和6年7月12日（金）13：00～  
 【と ころ】会席中国料理「古月」

女性部会（中村部会長）では、女性セミナー「食養生料理を楽しむ第2弾」を開催しました。



古月副料理長  
 栄養業膳師  
 加藤久典氏



### 「第1回 正副部会長会議」

【と き】令和6年9月12日（木）14：00～  
 【と ころ】朝日信用金庫西町ビル5階会議室



女性部会（中村部会長）では、第1回正副部会長会議を開催し、税に関する絵はがきコンクール審査会および今後の事業について話し合われました。

## 第24回 会員限定 法人会寄席の鈴木

～笑って、笑って、商売繁盛～  
 令和6年10月8日（火）17：30～ 鈴木演芸場



＜実務セミナー＞  
**経理の実力**  
 ステップアップセミナー

【とき】 令和6年 **6月27日(木)**  
 10:00～16:00  
 【ところ】 朝日信用金庫西町ビル6階



経理業務の重要なポイントを基礎から確認し、更にステップアップのための応用編まで幅広く講義していただきました。

講師

(有) マスエージェント代表取締役  
 はやし ただし  
**林 忠史** 氏

＜ITセミナー＞

これから始める  
**ChatGPT** 入門講座

超初心者向け

【とき】 令和6年 **7月26日(金)** 15:00～17:00  
 【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



昨今話題の ChatGPT について、初心者向けに基本的な知識から活用事例の紹介などの入門講座を開催しました。

講師

ITの町医者  
 ソフィアブレイン 代表  
 こみやま しんご  
**小宮山 真吾** 氏

短期間で結果が出せる

＜経営セミナー＞

**事業計画の**  
**「見える化」** セミナー

【とき】 令和6年 **8月26日(月)**  
 14:00～16:00  
 【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



このセミナーでは、事業計画の「見える化」によって企業内・チーム内の情報共有を図り、結果を出せる手法について講義していただきました。

講師

Office Miraiz 代表  
 しまだ やすし  
**島田 康司** 氏

＜実務セミナー＞

**e-Tax(電子申告)を体験しよう!**

【とき】 令和6年 **9月12日(木)**  
 14:00～15:30  
 【ところ】 朝日信用金庫西町ビル4階



【講師】

東京上野税務署  
 法人課税第1部門  
 かねこ ゆきお  
**金子 幸生**  
 上席国税調査官

東京上野税務署の担当官指導のもと、e-Tax(電子申告)を実際に体験して頂きました。

＜管理セミナー＞

(公社) 上野法人会・AIG損害保険株式会社 共催

**事業継続力強化計画セミナー**  
 ～大規模災害時の補助金とリスクへの備え～

【とき】 令和6年 **9月26日(木)** 14:00～15:30  
 【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階

近年増加している大規模災害について、企業としてどのようにリスクに備え、いざというときにどう対応すべきか、有事の際のポイントを解説していただきました。



独立行政法人中小企業基盤整備機構  
 災害対策支援部所属

はっとり たける  
**服部 武** 氏



AIG 損害保険(株) 首都圏事業本部  
 中小企業強靱化プロジェクト事務局  
 かわい まさと  
**河井 正人** 氏

## 広報委員の興味しんしん

『マンションの値段がどんどん上がっている』と言うニュースを最近よく目にします。そこには広いダイニング、寝室とクローゼット。昔の日本の家屋とは全く違う姿となっています。昔の日本家屋と言えば、1つの部屋にちゃぶ台があり、タンス、そして押し入れがありました。

この違いは何でしょうか？

もともと日本は狭い国土の中で、几帳面な国民性により「たたむ」、「しまう」の文化がありました。そして物を大切にす文化… 一時期大量生産大量消費により多くの不要なものが溢れていました。今となって、SDGs など環境に優しい世界を目指す雰囲気ややっと現れるようになりました。

しかしながら、これがもともとの日本文化の原点なのです。



食事は、食器と言えばお茶碗とお味噌汁入れ（お椀）、それもほとんど同じ形で重ねてしまうことができます。また食べるのはお箸のみ。ナイフ、スプーン、フォークではありません。あまりにも簡素な食事道具と言えるでしょう。

夜寝る時も、出したまま、置いたままのベッドとは違い、狭い押し入れの中に入っている、たたんである布団を敷いて家族で寝ていました。



## 日本文化と和装文化、そして和裁・・・

広報副委員長：上野 洋（文・写真）

そして着るものである着物は、日本文化の象徴です。ものを大事にすると言う「もったいない」の精神も多く含まれています。

着物はしまうときにはもちろんたたんで、平らになります。それによって、それほど大きくないタンスにも多くの和服がしまえるようになっていきます。クローゼットにそのまま掛けてしまっているかさばる洋服とは違います。

そして子供の着物は大きくつくることによって、成長しても、肩揚げ、腰揚げによって、裾や丈を簡単に直せるようになっていきます。

7歳用の着物は仕立て直しをすることによって将来大人になった時にも着ることができるようになっていきます。本当に大きくなってしまったときには、解いて仕立て直しができるように最小限のハサミしか入れておらず、すべて直線で裁断されています。そのため、ほどいて平らにすれば元の一反になるようになっていきます。そしてこの仕立て直しこそ、日本の着物独特の文化なのです。



着物と洋服と大きく異なる点は、その布使いです。布を最後まで使い切るのが着物、反物の巾、長さなどすべてにおいて着物は作り直すことを前提にできています。これは勤勉な日本人が考えだした生活の知恵です。手をかけることを惜しまない民族が作ったものなのです。

また亡くなったご主人の着物を、女物に仕立て替えて奥さんが着ることにより、夫に対する想いと、地味なものを着ることで、再婚の意思のないことを見せるという意味もありました。そのために現在でも男物には丈が出せるように裁断してあります。

そして汚れたときは洗い張りをするので、何度も仕立て直してができます。布地が傷んでくると、良い部分を使って半纏に、次は袖なし。最後には雑巾やハタキになるまで使い切る。それが本来の着物の文化でした。

和装、着物以外にも気が付くと日本文化が潜んでいます。どんどん西洋化されている中、今一度日本文化を再考してみてもいいのではないのでしょうか…

# 支部・地区だより

## 竹町支部

竹町支部

【親子バスハイク】(礪谷支部長)



令和6年10月6日(日)小松沢レジャー農園  
シイタケ狩り、マスつかみ取り、  
マス釣り、ぶどう狩りを楽しみました。

二長町地区(伊藤地区長)

【納涼夏まつり】



令和6年8月24日(土)二長町会第二倉庫前  
5年ぶりの開催で輪投げ等、多く  
のアトラクションを楽しんでいました。

【慶寿会】



令和6年10月5日(土)いきいきプラザ地下ホール  
5年ぶりの開催でお茶の水マンドリ  
ンクラブの演奏等を楽しみました。

## 上野支部

上野支部

【区民レクリエーション大会】(太田支部長)



令和6年9月24日(火)神奈川県横須賀市  
世界三大記念艦「三笠」見学、  
買物、懇親会を楽しみました。

## 東上野支部

東上野支部

【ファミリーレクリエーション】(尾高支部長)



令和6年8月18日(日)横須賀港、ソレユの丘  
大きな軍艦や潜水艦を見て子ども  
達は歓声をあげていました。

東上野西町地区

【バスツアー】(岩井地区長)



令和6年10月6日(日)秩父周辺  
シイタケ狩りや長瀬ライン下り等  
を行ない楽しい一日でした。

東上野宮元地区

【ふるさと祭り】(矢口地区長)



令和6年9月28日(土)下谷神社境内及び参道  
ゲームコーナーや模擬店等で大  
変な賑わいをみせていました。

東上野神吉地区

【敬老会】(河井地区長)



令和6年9月14日(土)神吉会館  
70歳以上の方を対象に記念品  
を各戸へ配布しました。

## 入谷支部

根岸二丁目地区

【納涼大会】(峰岸地区長)



令和6年8月3日(土)~4日(日)御隠殿通り  
二日間とも天候に恵まれ、大  
勢の方が参加しました。

本入谷地区

【納涼大会】(矢部地区長)



令和6年8月25日(日)小野照崎神社境内  
昨年よりも多くの来場者で神社  
は大変盛り上がりました。

仲入谷地区

【金魚すくい】



令和6年8月18日(日)入谷1-10-4~7  
多くの家族が参加し、金魚すく  
いや模擬店等を楽しみました。

(込山地区長)

【秋のレクリエーション】



令和6年9月29日(日)横須賀軍港めぐり  
横須賀軍港めぐりや買物、昼食  
と楽しい一日を過ごしました。

## 金杉支部

下谷東地区

【日帰りバスツアー】(稲垣地区長)



令和6年10月3日(木)埼玉県秩父郡他  
今年はシャインマスカット狩り  
を行ないました。

三ノ輪地区

【ハロウィン縁日2024】(平野地区長)



令和6年10月6日(日)三ノ輪児童公園  
模擬店やゲーム等を子どもから  
大人まで楽しんでいました。

竜泉中部地区(山田地区長)

【夏休み子どもゲーム大会】



令和6年8月24日(土)一葉記念公園  
猛暑の中、大勢の方々が参加  
し、大盛況でした。

【バスハイク】



令和6年10月6日(日)フルーツパーク富士屋ホテル  
ワイン工場見学やぶどう狩りで、  
楽しい一日を過ごしました。

《表紙》

令和6年度 税に関する絵はがきコンクール

上野法人会女性部会長賞作品: 台東区立谷中小学校6年生 川崎 菜里さん

■ 令和6年11月発行 ■ 発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■ 発行所 公益社団法人上野法人会  
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

# 法人会に入りますか？

## 法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します！

### 法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約70万社が加入する経営者の団体です。  
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。  
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



### 税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

### 税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



### 税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

### 租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

## 従業員の退職金準備は

# 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

